

学安第724号
平成31年2月15日

各教育事務所長 様

岐阜県教育委員会
教 育 長

「児童虐待に関する相談・通告」について（通知）

このことについては、学校が関係機関と連携した対応の徹底が必要であり、児童生徒の安全・安心の確保を最重点にした迅速かつ適切な対応が求められます。

については、下記の内容を周知するとともに、各学校の体制の強化・徹底を図るよう指導願います。

記

1. 児童生徒の虐待の疑いを把握した場合の対応について

- ① 学校の職員が虐待を疑うに足る事実を把握した場合は、正確な事実を直ちに管理職（校長・教頭）へ報告をすること。
- ② 職員からの報告を受けた管理職は安易な判断をすることなく、市町村教育委員会に把握した事実を報告すること。なお、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、市町村教育委員会だけでなく直ちに子ども相談センターに通告すること。
- ③ 市町村教育委員会は市町村虐待担当部局、各警察署、子ども相談センターに情報提供又は通告すること。
- ④ 学校、市町村教育委員会による虐待通告等の対応に関し、保護者による威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合、学校、市町村教育委員会は、子ども相談センターや警察等の関係機関と速やかに情報共有し、連携して対応すること。
- ⑤ 別紙資料：児童虐待に関する学校の取組（法令・通知等）、及び別紙：虐待リスクのチェックリストを参照し、校内で研修を行うこと。

2. 市町村教育委員会及び学校における情報の取扱いについて

- ・児童虐待の疑いがある事案において、保護者から情報提供の依頼があった場合には、児童生徒からの虐待の申し出等にかかる情報（アンケート・相談記録等）を保護者に提供しないこととし、子ども相談センターと連携しながら慎重に対応すること。

担当所属	学校安全課 生徒指導係		
企画監	廣瀬 良	担当者	宮部 寿
E-mail	miyabe-hisashi@pref.gifu.lg.jp		
電話番号	(058)272-1111	内線	3143
	(058)272-8853	(直通)	
FAX番号	(058)278-2825		

<児童虐待対応フロー図>

・虐待の疑いがある場合には次のように対応する。

- ① 学校の職員等が虐待を疑うに足る事実を把握した場合は、直ちに管理職（校長・教頭）へ報告
- ② 管理職は、市町村教育委員会に把握した事実を報告
 ※不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる児童生徒等から虐待について証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、市町村教育委員会だけでなく直ちに子ども相談センターに通告する。
- ③ 市町村教育委員会は市町村虐待担当部局、各警察署、子ども相談センターに情報提供又は通告

